

## GIVAUDAN（以下「販売者」）の販売に関する一般契約

**対象。**販売者によるすべての販売は、購入者の購入に関する一般契約または購入者によって発行されるその他の文書において別段の取り決めがあつても、以下の条件によってのみ左右される。かかる文書において齟齬を来す、および追加的な規約事項は、削除されたものと見なされ、両当事者に対する拘束力を有さないものとする。ただし、販売者によって書面において明示的に合意された場合は、この限りではない。

**注文確認。**購入者の注文は、書面において、または電子的な手段といった販売者の裁量によって確認されるまで、販売者を拘束しないものとする。

**価格。**注文確認書に明記されている価格は、購入者と販売者との間で合意された価格であると見なされるものとする。複数または将来の納入について、価格は隨時販売者による改定の対象となる。

**支払。**購入者は、当該注文確認書に明記してある条件に基づいて支払を行うものとし、かかる記載がない場合、請求書の日付から値引なしで正味 30 日間とする。販売者は、購入者が 1 回分の出荷について支払が期日を迎えた場合、満額の支払を怠った場合、今後の納入を中断、または相応の担保を要求する権利を留保する。支払遅延の場合、販売者は期限切れの全金額について 1 ル月あたり 1.5%、または法律で認められる最大の金額のいずれか小さい金利を購入者に請求できる。すべての支払は、相殺または反対要求なしで行われるものとする。

**納入条件。**販売者は、注文確認書に明示されている条件に従って、納入場所において製品を納入するものとする。かかる記載がない場合、(Incoterms 2000) とする。

**納品日。**販売者は、注文確認書に明示されている時刻に製品を納入する努力を払うものとする。かかる記載がない場合、製品は販売者が適切だと見える時刻に納入されるものとする。

**保証。**販売者は、製品が出荷日の時点で効力を有する販売者の標準仕様、または購入者と別段の仕様がある場合にはこれに準拠しているものであることを保証する。さらに、販売者は、その知る限りにおいて、製品がいかなる第三者の特許をも侵害しないことを保証する。明示的または黙示的の如何を問わず、製品が単独で使用されるか、または他の素材とともに使用されるかを問わず、その他すべての保証は否認される。これには、特定目的への適合性または市場流通性を対象とした暗示的な保証が含まれるが、これに限定されない。

**申し立て。**購入者は、製品の仕様および／またはサンプルに対する遵守を受領から十営業日以内に検査するものとする。購入者によるあらゆる申し立ては、いかなる場合においても、購入者によって製品が再販売された後、または何らかの形態において処理もしくは加工が施された後に唱えられたあらゆる申し立ては無効となることを承諾した上で、製品を購入者が受領してから 10 営業日以内に書面によって、販売者に受領されなければならない。なお、申し立てには、欠陥、損傷、および不足の主張が含まれるが、これらに限定されない。製品の正確な検査にもかかわらず、上記の時間制限内には発見されなかつてあろう欠陥に関する申し立てでは、かかる欠陥の発見から 10 営業日以内に書面によって、販売者によって受領されなければならず、いかなる場合においても、当該製品の購入者による受領以降 90 日以降とはならないものとする。上記で規定された適用される期間内に申し立ての通知を購入者が行うことを怠った場合、かかる申し立ての絶対的および無条件的な放棄と見なされるものとする。正式に裏付けられた欠陥製品について、販売者はその裁量において、かかる欠陥製品を自費負担において交換、もしくは修理するか、または支払われた価格を購入者に返金するものとする。

**責任。**販売者の責任は、何らかの申し立てが行われた点について、製品数量の購入価格の範囲までであることを明示的に制限するものとする。さらに、いかなる場合においても、販売者は、購入者または第三者によって引き起こされた特殊的、偶發的、間接的、または結果的損害（利益、収益の損失などが含まれるが、これらに限定されない）について、一切責任を負わない。法律の強制的条項によって規定されている場合、販売者の重大な過失または意図的な違法行為に起因する正式に証明された損傷を対象とした責任は制限されないものとする。

**情報。**販売者は、購入者の製品における、フレーバーおよび／またはフレグランスの使用に関する情報を購入者に提供することができる。かかる状況の発生に関して、購入者は販売者がいかなる意味合いにおいても、購入者による販売者の製品の使用について責任を負わないことを承諾する。購入者は、販売者の製品が使用されるあらゆる状況を販売者側で想定できるわけではないことを承諾し、このため、購入者は購入者の目的を対象として、販売者の製品の安全性および適合性を決定するにあたって、独自のテストを実施することに合意する。販売者によって提供されるいかなる情報も、明示的または黙示的の如何を問わず、保証をともなわないものであり、購入者は、購入者の製品に起因、またはこれに付随する、あらゆる損失、コスト（合理的な弁護士費用が含まれるが、これに限定されない）、および申し立てから販売者を免責することに合意する。

**分析禁止。**購入者は、いかなる目的においても、製品の化学的組成もしくは構造、または複製作成を対象として、直接的もしくは間接的の如何を問わず、製品（もしくはこのサンプル）の分析のいずれも実行しないものとする。

**履行の免除。**販売者の制御を超える状況によって発生した、販売者による履行の遅延または不履行による責任は問われないものとする。これには、不可抗力、火災、洪水、爆発、暴動、戦争、テロリズム、海難、労使紛争、機械故障、政府の措置もしくは禁止、原材料もしくはエネルギーの合理的なコストにおける不足、および／または交通網の遮断が含まれるが、これらに限定されない。法令の遵守。購入者は、自身が販売者に注文する製品に関連した、すべての適用される法律および規制を遵守する責任を負うことにして合意する。

**その他の**。何らかの事例で、販売者または購入者が有する何らかの権利を使用することを怠った場合も、その他の事例において当事者が所有するいかなる権利を放棄したものとは見なされないものとする。

可能である場合はつねに、この販売に関する一般契約の各条項は、適用法に基づいて有効となるように、解釈されるものとする。この販売に関する一般契約のひとつもしくは複数のセクション、または条項が履行不能という決定が管轄裁判所のいずれかによって下された場合も、この販売に関する一般契約を無効化するものは見なされないものとし、かかる裁判所の当該決定は、履行不可能と見なされる当該セクションもしくは条項の範囲についてのみ対象となるものとする。

**譲渡。**購入者は、本契約に基づいたその権利の譲渡、または履行の代理を販売者の事前の書面による同意なくして行わないものとする。

**英語版。**いかなる翻訳版に対しても、この販売に関する一般契約の英語版が優先されるものとする。

**準拠法および裁判権。**購入者による販売者からのすべての購入は、販売者の登記所在地の場所における法律によって支配、および解釈される。ただし、国際物品売買契約に関する国連条約の適用はこの限りではない。購入者の製品の購入に起因、またはこれに付随した論争は、購入者の登記所在地の場所における訴訟を起こすにあたって、販売者の権利を侵害せずに、販売者の登記所在地の場所において裁判権を有する裁判所に提出されるものとする。